

適合証明申請添付書類一覧
省令第60条

申請部数：2部（正1部、副1部）

No.	添付書類	内 容
1	開発行為又は建築等に関する証明申請書	
2	委任状	(代理者による申請の場合)
3	理由書*	【市街化区域は原則不要】
4	土地登記事項証明書*	発行後6か月以内
5	農用地除外証明書*	(申請地が市街化調整区域の農地の場合) 発行後6か月以内
6	都市計画図*	方位、区域朱書き、カラーコピー
7	案内図	方位、区域朱書き
8	公図*	発行後3か月以内(土地区画整理事業施行中の区域内の場合は仮換地指定図の写し(市長印のあるもの))、方位、縮尺、区域朱書き
9	求積図(実測)*	方位、縮尺、区域朱書き、面積(小数点第2位)
10	土地利用計画平面図(建築物配置図) 【建築物の間取りは記入しないこと】	方位、縮尺、区域朱書き、道路(幅員、市道番号等、建築基準法上の道路種別)、予定建築物の用途・床面積等
11	排水施設計画平面図 【建築物の間取りは記入しないこと】	方位、縮尺、排水系統、種類、材料、管径、水の流れる方向等
12	給水施設計画平面図 【建築物の間取りは記入しないこと】	【自己居住用の場合又は適合証明申請に伴って開発許可若しくは都市計画法第42条ただし書許可を受ける必要がない場合は不要】 方位、縮尺、給水系統、種類、材料、管径等
13	予定建築物の平面図	建築面積、延床面積、縮尺等
14	予定建築物の立面図(2方向以上)	最高の高さ、最高軒高、縮尺等
15	現況写真(2方向以上)*	区域朱書き、道路を入れて撮影、撮影方向を土地利用計画平面図に明示
16	都市計画法に適合していることが確認できる書類	開発行為許可通知書の写し、都市計画法第42条ただし書許可通知書の写し、都市計画法第43条許可通知書の写し、開発行為に関する工事の検査済証の写し、市街化調整区域において区域区分日(昭和45年8月25日)前の建築物を増改築する場合は建物登記事項証明書(発行後3か月以内)等
17	既存の建物を建築した際の建築確認通知書(確認済証)の写し	(取り壊さない建物がある場合)
18	公共下水道区域外流入許可書の写し	(公共下水道区域外流入する場合)
19	都市計画法第53条許可書の写し	(都市計画施設の区域内に建築物を建築する場合)
20	土地区画整理法第76条許可書の写し	(土地区画整理事業施行中の区域内の場合)
21	その他市長が必要と認める書類	

* 法第29条、第42条ただし書又は第43条の許可申請後6か月以内は不要

正本に添付する証明は複写不可

正本はファイル綴じ不要